



令和7年度 神 埼 市 職 員 採 用 試 験 案 内

令和7年7月30日
佐賀県神埼市 総務企画部 総務課

受付期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）
試験方法 第一次試験 書類選考
第二次試験 第一部試験 職務基礎力試験
第二部試験 作文試験、面接試験等

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容	特に求める能力
一般事務 (障がい者)	2人程度	一般行政事務全般 に従事	—
一般事務 (社会人経験)	若干名	一般行政事務全般 に従事	職務経験等を通して培った「企画力・ 実行力」、「柔軟な発想力」、「コミュニ ケーション能力」、「行動力」
一般事務 (UJI ターン 社会人経験)	若干名	一般行政事務全般 に従事	・職務経験等を通して培った「企画 力・実行力」、「柔軟な発想力」、「コ ミュニケーション能力」、「行動力」 ・神埼市のために働きたいという熱意

2 受験資格

試験区分	要 件
一般事務 (障がい者)	- 平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人（令 和8年4月1日時点で18歳から35歳までの人） - 以下のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産 業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる 身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限 る。）の交付を受けている人 ③都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交 付を受けている人 ④知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、 障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者である

	と判定された人 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・コンピュータを使用したテストセンター方式での試験（実施予定）、活字印刷文による出題及び口頭面接に対応できる人
一般事務 （社会人経験）	・昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた人（令和 8 年 4 月 1 日時点で 45 歳までの人） ・次の①②の要件を満たす人 ① 民間企業等（国又は地方公共団体の機関を含む。）における職務経験*が令和7年7月末日現在で通算して5年以上ある人 ② 応募時点で神埼市内の民間企業等において正規雇用労働者（雇用期間の定めのない常勤職員等）として勤務していない人
一般事務 （UJI ターン 社会人経験）	・昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた人（令和 8 年 4 月 1 日時点で 49 歳までの人） ・次のすべての要件を満たす人 ① 佐賀県外において民間企業等（国又は地方公共団体の機関を含む。）における職務経験*が令和7年7月末日現在で通算して5年以上ある人 ② 令和 7 年 7 月末日現在、佐賀県外に住民票のある人 ③ 令和 8 年 4 月 1 日までに神埼市内に居住することができる人

*「職務経験」には、民間企業等に 6 か月以上継続してフルタイムの正社員等として就業していた期間が該当します。（アルバイト、パートタイムの期間は除く。）職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- （１）日本の国籍を有しない人
- （２）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （３）神埼市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- （４）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、試験区分に関係なく第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

（１）第一次試験

ア 試験の方法

書類選考とし、受験申込時に提出していただく「自己PRシート」等により審査します。

※書類選考のため、試験会場はありません。

イ 第一次合格者発表

令和7年9月中旬に合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示し、神崎市ホームページに掲載するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

第二次試験は、第一部試験と第二部試験を行い、両方とも受験する必要があります。いずれかのみを受験した場合は棄権とみなします。

ア 第一部試験

① 日時及び会場

令和7年9月中旬から10月上旬頃に行う予定です。

実施方法等は、第一次試験合格者に通知します。

② 試験の方法

テストセンター方式

職務基礎力試験	職務能力試験	時間	60 分
		内容	公務部門の職員としての職務遂行に必要な能力をはかる試験 ※特別な対策や勉強は不要です。
	職務適応性検査	時間	20 分
		内容	職務遂行上必要な素質、適性の有無の検査 (面接試験の参考資料として使用予定。)

※テストセンター方式とは、全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時で受験できるテスト方式です。

イ 第二部試験

① 日時及び会場

令和7年10月中旬に行う予定で、会場は、神崎市役所です。

時間等は、第一次試験合格者に通知します。

② 試験の方法

作文試験	時間	60 分
	内容	課題の理解力、表現力及び文章構成力等を総合的に評価する筆記試験（一般的課題を出題）
面接試験	内容	市職員として適する人物かどうかを評価する面接
健康診断 (健康確認)	内容	職務遂行上必要な健康状態にあるかどうかの検査 (市が指定する健康診断書の提出を求めます。なお、検査料は個人負担となります。)

※第二部試験については、試験方法を追加する場合があります。ただし、特別な対策等が必要なものではありません。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について確認ができる書類の提出を求めます。

第二次試験の実施方法等を変更する場合は、第一次試験合格者に通知します。

(4) 最終合格者発表

令和7年11月中旬に、合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示し、神崎市ホームページに掲載するほか、本人に通知します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和8年4月1日から原則として1年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うことになりますが、成績が下位の場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 給与・福利厚生等

(1) 給与は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき支給されるほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。

(2) 休暇は、「神崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づきます。

(3) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 試験案内及び申込

試験案内等は、神崎市ホームページに掲載しています。

申込は、インターネットによる申込のみ受け付けます。神崎市ホームページ内の申込専用サイトリンクからアクセスしてください。

神崎市ホームページ (<https://www.city.kanzaki.saga.jp>) ⇒ 「(右上メニュー) 市政・計画」 ⇒ 「人事・職員」 ⇒ 「令和7年度(令和8年度入庁)職員採用試験のお知らせ」

(2) 受験申込に必要な書類

【提出書類】

申込専用サイトにて提出してください。

一般事務 (障がい者)	一般事務 (社会人経験)	一般事務 (UJI ターン 社会人経験)
① 神崎市職員採用試験自己PRシート ② 受験資格の要件を満たすことを証明する書類(手帳等)の写し	① 神崎市職員採用試験自己PRシート ② 職務経歴書 ③ 受験資格の要件を満たすことを証明する書類(勤務証明書、在職証明書等)の写し ※③については提出期限を第二次試験第二部試験当日までとし、申込専用サイトでの提出に限らず、当日の原本の提出等も可能とします。	① 神崎市職員採用試験自己PRシート ② 職務経歴書 ③ 受験資格の要件を満たすことを証明する書類(勤務証明書、在職証明書、住民票等)の写し

(3) 受付期間

令和7年8月1日(金)9時 から 令和7年8月29日(金)17時 まで

7 問い合わせ先

〒842-8601

佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事・研修係

TEL 0952-37-0100(直通)